

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域のリスク

大崎町（以下「本町」という）は鹿児島県東南部に位置し、志布志湾に面している地域である。東西約 8 km南北約 18 kmで、7 kmの景観に富む白浜青松の海岸線を有している。総面積は 100.67 km²で、地勢は町の中央部を 100mの等高線が横断し、南北に大別される。南部は志布志湾から北に向かってゆるやかな勾配をなし、北部は標高 200m程度の丘陵地帯である。また、3つの河川が南流し、志布志湾に注いでいる。南部はこの河川に沿って水田地帯がひらけ、その中間が大地となり畑地を形成している。

(洪水・津波：ハザードマップ)

本町に最も大きな被害をもたらすものと想定されるものは、南海トラフ巨大地震で、発生した場合地震発生後 39 分で津波が志布志湾に到達し、本町沿岸では最大 7.32mの津波が予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

本町のハザードマップによると、土石流危険箇所は 10 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は 56 箇所、土砂災害警戒区域は 133 箇所（特別警戒区域 125 箇所）の合計 199 箇所が指定されており、町内全域において地滑り等の土砂災害が生じる恐れがある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が 15.9%以上の確率で発生するといわれ、南海トラフ巨大地震、種子島東方沖地震、トカラ列島太平洋沖地震では、本町の多くの地震で震度 6 弱以上の地震が予測されており、一部の地域では震度 6 強に達すると想定されている。地震動による建物被害、火災被害、ライフライン等の被害や建物の倒壊・焼失等による人的被害も予測される。

(その他)

本町は水に対してきわめて軟弱なシラス土壌によって形成されている。台風や集中豪雨の頻度も高く、崖崩れや地滑りによる施設・家屋の被災や、河川の氾濫による農地。農業用施設の浸水・埋没などの被害が発生しやすい。

(感染症)

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

本町は農林畜産業が基幹産業であるが、假宿地区の商業集積地から菱田地区までの国道 220 号線沿いは小売業、サービス業、飲食業が連なる。また、志布志湾に面していることから、永吉地区から横瀬地区については水産加工業が存在する。

・商工業者数 432 人（令和 6 年 12 月末現在）

・小規模事業者数 406 人（令和 6 年 12 月末現在）

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） |
|------|-----|-------|---------|---------------------------------------|
| 商工業者 | 建設業 | 64 | 60 | 町内の各地区に広く分散しており、一部の地域については土砂災害のリスクある。 |
| | 製造業 | 53 | 46 | 水産加工業は津波被害が想定される沿岸 |

| | | | | |
|--|--------|-----|-----|--|
| | | | | 地域に多く見られる。 |
| | 卸小売業 | 112 | 105 | 假宿地区の商業集積地に多く存在し、震災時に大きな被害が想定される。 |
| | 飲食・宿泊業 | 37 | 35 | 假宿地区の商業集積地に多く存在し、震災時に大きな被害が想定される。 |
| | サービス業 | 134 | 129 | 町内の各地区に広く分散しており、一部の地域については津波・土砂災害のリスクある。 |
| | その他 | 32 | 31 | 野方地区に多く存在するが、大きなリスクは想定されていない。 |

(3) これまでの取組

1) 本町の取組

- ・防災計画の策定、防災ガイドマップ・防災マップの作製
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

災害時の準備や備えが十分でない事業所が見られ、特に小規模事業者が多い。

当会においても、現状緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本町との間における被害情報報告ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策がおこなえるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・令和6年5月に修正した大崎町地域防災計画について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や大崎町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要。事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型インフルエンザ等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型インフルエンザ等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

○災害リスクの周知に関する目標

| 項目 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 事業者BCP等策定件数 | 5件 | 5件 | 5件 | 7件 | 7件 |
| 専門家派遣件数 | 2件 | 2件 | 2件 | 2回 | 2回 |
| セミナー開催件数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当会は、令和2年12月に事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

・鹿児島県火災共済協同組合とBCP策定関連の巡回訪問時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（休業補償、損害保険、共済加入等）について説明する。

・鹿児島県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼 セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度（仮称）大崎町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、本町）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協請し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPへの掲載やチラシ等による周知、事務所への掲示をすることで、地域の小規模事業者等が常に開範可能な状態とする。

○事業者BCP等の取組状況の確認について

| 項目 | 現状 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|--------------------|----|-----|-----|------|------|------|
| 事業者BCP フォローアップ数 | 0 | 5 | 5 | 5 | 7 | 7 |

5) 本計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、本町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と本町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大崎町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害状況の報告は以下の通り。

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全域・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全域・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報が無い。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に4回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～1か月 | 1日に1回共有する |
| 1か月以降 | 2日に1回共有する |

本町で取りまとめた「大崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」を始まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と本町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、県商工会連合会を通じて県商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と本町が共有した情報を、県が指定する方法にて、当会又は本町より県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

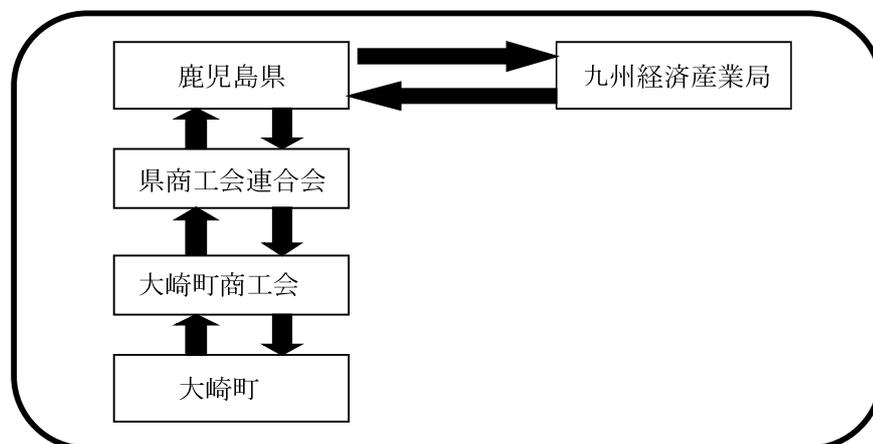
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者： _____ メールアドレス： _____
 電話番号： _____

被害合計金額 _____

| 事業所名 | 住所 | 業種 ※任意 | 従業員数 ※任意 | 被害額 ※事業の再建に 必要な額、 目安として可 | （被害額内訳） 単位：千円 | | | | 被害状況 ※任意 ※被害状況がつかえる内容があれば。 |
|------|----|-----------|-------------|-----------------------------------|--|------------------------|------|-----------------|----------------------------------|
| | | | | | 土地 （専任土地・雑草 費・空地費） （事業用駐車場に 関する） | 建物 （事業用駐車場に 関する） | 機械設備 | 商品、原材料、 仕掛品等 | |
| 1 | | | | 0 | | | | | |
| 2 | | | | 0 | | | | | |
| 3 | | | | 0 | | | | | |
| 4 | | | | 0 | | | | | |
| 5 | | | | 0 | | | | | |
| 6 | | | | 0 | | | | | |
| 7 | | | | 0 | | | | | |
| 8 | | | | 0 | | | | | |
| 9 | | | | 0 | | | | | |
| 10 | | | | 0 | | | | | |
| 11 | | | | 0 | | | | | |
| 12 | | | | 0 | | | | | |
| 13 | | | | 0 | | | | | |
| 14 | | | | 0 | | | | | |
| 15 | | | | 0 | | | | | |
| 16 | | | | 0 | | | | | |
| 17 | | | | 0 | | | | | |
| 18 | | | | 0 | | | | | |
| 19 | | | | 0 | | | | | |
| 20 | | | | 0 | | | | | |
| 21 | | | | 0 | | | | | |
| 22 | | | | 0 | | | | | |
| 23 | | | | 0 | | | | | |
| 24 | | | | 0 | | | | | |
| 25 | | | | 0 | | | | | |
| 26 | | | | 0 | | | | | |
| 27 | | | | 0 | | | | | |
| 28 | | | | 0 | | | | | |
| 29 | | | | 0 | | | | | |
| 30 | | | | 0 | | | | | |
| 31 | | | | 0 | | | | | |
| 32 | | | | 0 | | | | | |
| 33 | | | | 0 | | | | | |
| 34 | | | | 0 | | | | | |
| 35 | | | | 0 | | | | | |
| 36 | | | | 0 | | | | | |
| 37 | | | | 0 | | | | | |
| 38 | | | | 0 | | | | | |
| 39 | | | | 0 | | | | | |
| 40 | | | | 0 | | | | | |
| 41 | | | | 0 | | | | | |
| 42 | | | | 0 | | | | | |

・当会と本町が共有した情報を、県が指定する方法（下図）にて県商工会連合会を通じて県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当会と本町にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合、県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

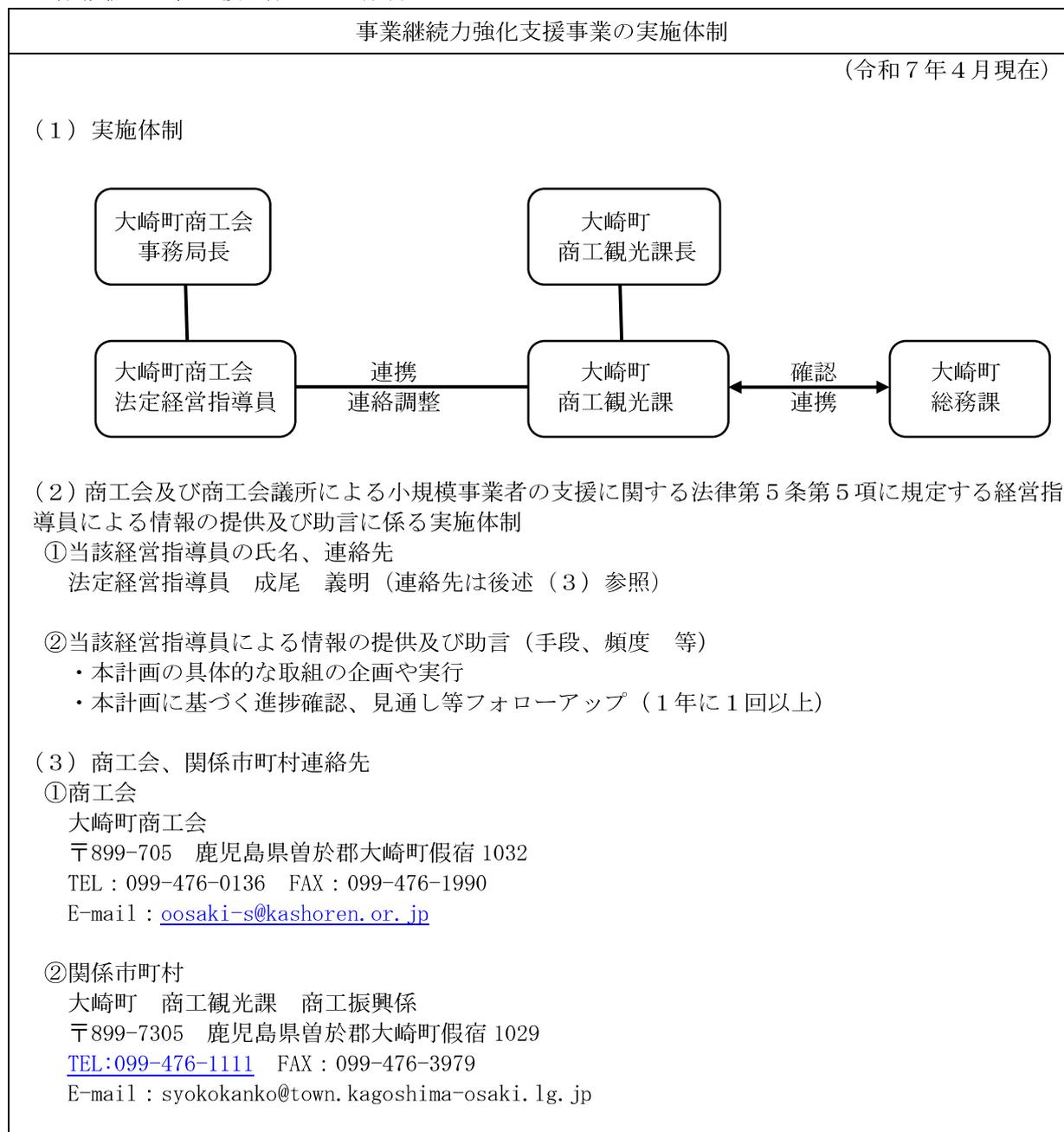
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金講求の手続きを行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 390 | 390 | 390 | 390 | 390 |
| ・ 専門家派遣費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ・ 協議会運営費 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ・ セミナー開催費 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| ・ チラシ作成費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------------------|
| 会費収入、大崎町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。